

(案)

令和 7 年度那覇市認可外保育施設児童諸検査業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と一般社団法人 ○○○○○○（以下「乙」という。）は、市内の認可外保育施設児童の諸検査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第 1 条 甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

検査名	対象者	検査項目等
ぎょう虫検査	児童のみ	セロハンテープ法・2 日法
尿検査	児童のみ	潜血・蛋白・糖

（委託料）

第 2 条 委託料の額は、次に掲げる単価に受診者数を乗じて得た額とする。ただし、消費税及び地方消費税は、別途とする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) ぎょう虫 | ○○○円 |
| (2) 尿 | ○○○円 |
| (3) 採尿パック（0 歳児～2 歳児） | ○○○円 |
| (4) 事務手数料 | ○○○円 |

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、この契約の締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 諸検査は、前期（5 月～7 月）、後期（10 月～12 月）の 2 回とし、次のとおり実施するものとする。

- | | |
|--------|------------|
| (1) 前期 | ぎょう虫検査、尿検査 |
| (2) 後期 | 尿検査 |

3 諸検査の日程については、施設長と乙との調整により定める。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除する。

（委託料の支払）

第 5 条 乙は請求書及び検査結果報告書を甲に提出するものとし、甲はその請求が妥当と判断した場合は、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に乙へ委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第 6 条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと判断した場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その

(案)

他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（個人情報守秘義務）

第7条 乙は、この契約において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、機密として管理し、この契約の利用目的又はその合理的な関連の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用できるものとする。

2 乙は、法令に定める場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏えいしてはならない。

3 乙は、甲が受診者の個人情報の利用について同意を得たことを前提として、この契約を実施するものとする。

（権利等の譲渡）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

（医療廃棄物の処理）

第9条 乙は、この契約を実施するに当たっては環境に十分配慮するものとし、特に医療廃棄物の処理は、適正に行うこととする。

（協議）

第10条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和○年○月○日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○
○○○○○ ○○○○○